

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【265】
2. 日 時：令和2年7月17日 10時00分～11時35分、  
13時30分～15時55分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室、9階E会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、岸野主任安全審査官、  
羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 土木総括部長 他15名※

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮について、令和2年7月9日、7月15日及び7月16日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路の耐震安全性評価】

- せん断耐力式について、せん断スパン比と破壊モード（斜め引っ張り破壊及びディープビーム的破壊）の関連性を含めて、安全率から代表性を選定する理由を説明すること。

【浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料】

- 止水ゴム取付部鋼材について、軽自動車の衝突に限定せず、他の漂流物も含め衝突荷重を考慮しない理由を説明すること。
- 強度評価に用いる条件（動水圧）について、海水貯留堰外側の底面における水深と天端面における水深の設定の考え方を説明すること。

【漂流物に係る論点整理について】

- 航行不能船舶の衝突荷重の算定について、120分以降に直近（海域）に到達することを踏まえ、流向・流速の状況を含めて道路橋示方書式を適用できる理由を説明すること。

【浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料】

○ 流束  $h u^2$  の算定について、用いている流速の値を説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし